

大分県報

令和七年
第五九七号
四月四日

（金曜日）

目次

告示

生活保護法等による施術者の廃止……………一
身体障害者福祉法による医師の指定……………一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
急傾斜地崩壊危険区域の指定（四件）……………三

○告示

大分県告示第百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。

令和七年四月四日

大分県知事

佐

藤

樹

一郎

施術者の氏名

施術所の名称

所在地

廃止年月日

渡邊 翔平

わたなべ整骨院

別府市石垣西五丁目一―二六

令五・一二・三一

藤田 孝次

東洋療法整骨院

中津市金手四九―一二

令六・三・三一

大分県告示第百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師と

令和七年四月四日

して次の者を指定した。

令和七年四月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定障害区分

医師氏名

勤務場所

指定年月日

呼吸器の機能障害

長門 直

社会医療法人長門莫記念会
長門記念病院
佐伯市鶴岡町一丁目一番五九号

令七・三・一三

心臓の機能障害
腎臓の機能障害
呼吸器の機能障害
ぼうこう又は直腸の機能障害
小腸の機能障害
肝臓の機能障害

植村 篤実

独立行政法人国立病院機構
西別府病院
別府市大字鶴見四五四番地

〃

視覚障害
平衡機能障害
音声・言語機能障害
その他

佐藤 龍一

独立行政法人国立病院機構
西別府病院
別府市大字鶴見四五四番地

〃

肢体不自由
呼吸器の機能障害
ぼうこう又は直腸の機能障害

横山 敦

大分大学医学部附属病院
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地

〃

ヒト免疫不全ウイルスによる
免疫の機能障害

大分県告示第百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和七年四月四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県報（告示）

一 申請の概要 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名 大阪府大阪市北区中之島二丁目二番七号 白石工業株式会社 代表取締役会長 白石 恒裕 2 特定事業場の所在地及び名称 津久見市中町五番三十一号 白石工業株式会社 津久見工場 3 設置される特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イ ろ過施設										4 汚水等の処理の方法 種類 沈殿処理槽 処理方式 凝集沈殿式 能力 五六 m³/時 構造 コンクリート製 主 要 寸 法 沈殿処理槽A 一・六m×一五・六m×一m 沈殿処理槽B 五m×二〇m×一m 沈殿処理槽C 二・八m×二・七m×一m 沈殿処理槽D 一・八m×三・六m×一m 昭五〇・七・七 連続 二四時間 なし 設置 年 月 日 使用 時間 間 隔 一日当たりの使用時間 使用の季節的変動 汚水等の一日当たりの量 単位 m³/日 通常の値 三二〇 最大の値 三二〇 項目 水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素含有量 りん含有量 排出水の量及び汚染状態の値 汚水等の値 ① 二・八 ② 〇・五 通常の値 最大の値 六・〇〇 六・〇〇 七・〇 七・〇 二・〇 三・〇 〇・五									
種 類 ろ過施設 ① 一〇〇 kg/時 一基 ② 一三 kg/時 一基 力 工事着手予定年月日 工事完成予定年月日 使用開始予定年月日 使用時間間隔 一日当たりの使用時間 使用の季節的変動 汚水等の一日当たりの量 項目 水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素含有量 りん含有量 排出水の量及び汚染状態の値 汚水等の値 ① 二・八 ② 〇・五 通常の値 最大の値 六・〇〇 六・〇〇 七・〇 七・〇 二・〇 三・〇 〇・五										排水口1 排水口名									

大分県告示第百七十八号													
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。													
令和七年四月四日													
大分県知事 佐藤 樹一郎													
指定区域の名称		所在地											
市町村	大字	字	地番又は区域										
豊後大野市	犬飼町	灰久保	五四七番の一部（座標五点と六点を結んだ線の南側の部分）、五四八番の一部（座標五点から七点までを順次結んだ線の東側の部分）、五四九番の一部（座標三点から六点までを順次結んだ線の東側の部分）及び五五〇番の一部（座標二点から四点までを順次結んだ線の東側の部分）										
			一七六番一の一部（座標一点と二点を結んだ線の東側の部分）、一二七番一、一二七八番、一二七九番一の一部（座標六点和七点を結んだ線の東側の部分）及び一二八〇番										
			一三九八番一の一部（座標七点和八点を結んだ線の東側の部分）、一三九八番四及び一三九九番の一部（座標七点和八点を結んだ線の東側の部分）										
			一点 北緯 三三度〇四分〇七秒二二〇										
			二点 東経 一三一度三五分〇四秒六九八五										
			二点 北緯 三三度〇四分〇七秒三九四三										
			二点 東経 一三一度三五分〇四秒四五二八										
			二点 北緯 三三度〇四分〇七秒八一〇五										
			二点 東経 一三一度三五分〇四秒〇八九四										
			二点 北緯 三三度〇四分〇八秒三二五四										
			二点 東経 一三一度三五分〇三秒八六〇二										
			二点 北緯 三三度〇四分〇九秒三七六一										
			二点 東経 一三一度三五分〇三秒五九二一										
			二点 北緯 三三度〇四分〇九秒九一三三										
			二点 東経 一三一度三五分〇四秒五八〇一										
			二点 北緯 三三度〇四分一〇秒五〇二四										
			二点 東経 一三一度三五分〇四秒七九五〇										
			二点 北緯 三三度〇四分一一秒〇二四八										
			二点 東経 三三度〇四分一一秒〇二四八										

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

東経 一三一度三五分〇五秒二八七八

大分県告示第百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和七年四月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定区域の名称

市町村

大字

字

在 地 番 又 は 区 域

芝原

中津市
耶馬溪
町

金吉

屋敷迫
尾ノ
上、上
ノ迫、
小金吉
及び見
廻

次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点 北緯三三度二五分三三秒一六五〇
東経一三一度〇六分一三秒六六三六
二点 北緯三三度二五分三二秒一七九九
東経一三一度〇六分一四秒七八〇四
三点 北緯三三度二五分三〇秒五九一〇
東経一三一度〇六分一四秒四〇七八
四点 北緯三三度二五分三〇秒一三一七
東経一三一度〇六分一四秒六一二六
五点 北緯三三度二五分二九秒九三二六
東経一三一度〇六分一六秒三〇五一
六点 北緯三三度二五分二九秒六〇〇三
東経一三一度〇六分一六秒五八三五
七点 北緯三三度二五分二九秒〇三七六
東経一三一度〇六分一五秒九五五〇
八点 北緯三三度二五分二九秒三四〇一
東経一三一度〇六分一四秒九四五二
九点 北緯三三度二五分二八秒四二一五
東経一三一度〇六分一四秒六八八一
十点 北緯三三度二五分二七秒八四六六
東経一三一度〇六分一四秒七六七八
十一点 北緯三三度二五分二七秒七八二九
東経一三一度〇六分一四秒二六九六

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

大分県告示第百八十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和七年四月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定区域の名称

市町村

大字

字

在 地 番 又 は 区 域

屋敷

日田市

西有田

屋敷、
天神
平、狩
野、稗
ノ迫及
び峰崎

次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに十点から十六点までを順次結んだ線及び十点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点 北緯三三度二〇分三九秒七三六一
東経一三〇度五六分四七秒八五二三
二点 北緯三三度二〇分四〇秒八五四一
東経一三〇度五六分四八秒九〇九八
三点 北緯三三度二〇分四〇秒〇五五八
東経一三〇度五六分五〇秒五九七三
四点 北緯三三度二〇分四一秒〇〇四五
東経一三〇度五六分五二秒四七一二
五点 北緯三三度二〇分四一秒〇一六〇

[illegible]